

医療安全管理に関する基本方針

医療法人真心会における安全管理に関する基本方針

医療法人真心会 南草津野村病院は専門病院として地域医療を促進する義務を担いつつ、すべての患者に安全、質の高い医療を提供することを使命とし、不断の努力を行う。

医療の安全性の確保においては、医療従事者個々の努力が重要である。

しかし、個人の努力のみに基づく医療事故防止には自ずと限界があり、組織的な全病院的な安全管理体制が不可欠である。

南草津野村病院では、高度化、複雑化する医療環境において、職員一人ひとり、各部署それぞれが、個人として組織として医療安全の確保に参画し、病院全体として病院管理を促進するため以下の基本方針を定める。

1. 患者中心の医療の実践

患者の立場にたち、患者が安心して医療を受けることができる環境を整える。

患者のプライバシーの尊重は全職員に周知し徹底する。

2. チーム医療の実践

通常の経過ではない患者の治療方針は、担当チームだけの判断ではなく、関連の診療科チームとも情報を広く共有し、意見を交換して決定する。

3. 医療安全に関する組織的取り組み

南草津野村病院における安全管理に関する最高意思決定機関として医療安全管理委員会を設置し、病院長が統括する。日常の診療現場における安全管理は各部署のリスクマネージャー会議が主導する。

医療過誤か否かの判定、迅速な事実調査および根本的な原因の分析を行い、医療安全管理委員会で審議する。

4. インシデントの報告と情報の共有

医療安全において過去のインシデントから学ぶのもことは多い。インシデントの原因解明は後のインシデント発生の抑制に資する。このためにもインシデント情報の共有は不可欠であり、インシデント発生の際には、早期に情報把握し、周知し職員全員で共有できるよう対応する。

5. 機能する医療事故防止対策

医療事故防止のためのリスクの把握、分析、改善、評価については、病院長の指示に基づき医療安全管理委員会、リスクマネジメント委員会で行う。その際、誰もがエラーを起こす可能性があることを踏まえ、インシデントの根本的原因を究明し、システム指向で対応策を検討し実施する。

6. 適切な医療事故への対応、

南草津野村病院における医療過失を通じて、患者になんらかの傷害が発生した場合には、救命や回復のために迅速かつ適切な治療、及び患者や家族に十分な情報の提供を行う。

発生した事態が過失によるか否かの判断や、組織的に当該医療事故に対応するために必要性に応じ医療安全管理委員会を速やかに開催し、公正で客観的な評価を行い、患者やその家族、さらに社会への説明責任を果たすよう努める。

7. 患者相談の実施、指針等の閲覧

患者に納得のいく医療を提供するために、患者相談窓口を設け、相談意見等に率直に耳を傾け、適切な対応を行うと同時に安全管理及び医療の質の改善に積極的に活用する。

患者が安心して医療を受けられるように本基本方針を患者相談窓口に掲げ、患者の閲覧に供する。

8. 医療安全教育・研修・啓発

すべての職員が安全な医療の提供の重要性を認識し、積極的に安全を推進していくために、安全管理に関する教育、啓発を行う。全職員を対象に、1年に2回の研修を行う。

9. 医療安全管理マニュアルの作成・更新

医療法人真心会 南草津野村病院「医療安全管理マニュアル」を作成・周知し、必要に応じて適宜見直しをする。

医療法人真心会 南草津野村病院 医療安全管理委員会

平成 28 年 10 月 1 日 (既存より一新)

令和 1 年 10 月 16 日 改訂